

## 令和元年度 久留米市トライアルステイ参加者募集要項

### 1. 目的

市外から久留米市への移住を検討している方に対し、市内における生活体験の機会を提供することで、本市への移住促進を図ることを目的とします。

### 2. 内容

一定期間(最大4泊5日)、市内のリノベーション賃貸物件(以下「体験施設」という。)を拠点に本市での日常生活を体験してもらいます。

また、希望者に対しては、近隣住民や先輩移住者と交流する機会やニーズに応じた個別ツアーを提供します。

### 3. 参加資格

トライアルステイに参加できる方は、次のいずれにも該当するものとします。ただし、すべて該当している場合であっても、未成年者のみの参加はできないものとします。

(1)久留米市外にお住まいで、久留米市に移住を検討されている方

(2)トライアルステイ後、アンケートもしくはレポートの提出にご協力いただける方

(3)次の各号のいずれにも該当しない方

①暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号の暴力団員をいう。以下同じ。)

②暴力団(暴対法第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等に経済上の利益や便宜を供与している者

③暴力団又は暴力団員等と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

### 4. 受入期間

令和元年7月12日(金)から12月20日(金)まで

※ただし、8月10日(土)から8月12日(月)までは除きます

### 5. 募集期間

令和元年6月26日(水)から12月9日(月)まで

※ただし、滞在希望日の1週間前までを申込み期限とします

### 6. 体験日数

最大4泊5日

### 7. 体験施設

中心市街地エリア(久留米市東櫛原町)のアパート1室 間取り:2DK

家具、電化製品付

### 8. 料金等

宿泊料金(光熱水費を含む)は無料とします。ただし、交通費及び滞在中の生活費(食費含む)、体験施設に備え付けの物以外の備品等については、使用者の負担とします。

また、体験施設の使用初日に参加保証料(退去時に返却)として20,000円をお預かりいたします。

## 9. 申込方法

参加希望者は、次のいずれかにより久留米市移住定住促進センターへ申請するものとします。

- (1)電話：専用フリーダイヤルでの聞き取り
- (2)メール、FAX：必要事項を記載した申込書の提出

## 10. 参加者の決定等

申込み先着順で受付いたします。

ただし、申込み内容が久留米市への移住に興味がないと判断される場合など、受付をお断りする場合があります。(審査等にあたり、電話、メールにて申込み内容の確認や説明を求める場合があります。)

申込内容や聞き取り状況の審査後、受入決定通知書の発送をもって正式な参加決定といたします。

なお、受入決定通知書の発送後、参加資格を満たさないことが分かった場合は、受入決定を取り消します。

## 11. 禁止行為

体験施設およびその敷地の使用において、次に掲げる行為は禁止します。禁止行為があったことが認められた場合、体験施設の使用を取り消すことがあります。

- (1)本事業の趣旨に反する目的での使用
- (2)申込書に記載された者以外へ物件の全部又は一部を転貸すること、又はその使用権利の譲渡
- (3)近隣住民等に迷惑を及ぼす行為
- (4)物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為
- (5)興行、展示会その他これに類する催し
- (6)文書、図書、その他印刷物等の掲示又は配布
- (7)政治活動又は宗教活動
- (8)動物の飼育
- (9)前各号に掲げるもののほか、体験施設の使用にふさわしくない行為

## 12. 損害賠償

体験施設およびその敷地の使用において、体験施設及び施設に備え付けの備品を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市に届け出て、その損害を賠償するものとします。

## 13. 事故免責

体験施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、トライアルステイ中の事故に対しては、市はその賠償の責めを負わないものとします。

## 14. トライアルステイの運営

本事業は、移住支援活動を行っている市民団体「久留米移住計画」との連携、業務委託により実施いたします。

## 15. 申込み・問い合わせ先

久留米市移住定住促進センター（平日 8:30～17:15）

電話(フリーダイヤル):0120-888-748 FAX:0942-30-9703

Eメール:teiju@city.kurume.fukuoka.jp